

協議第 5 9 号

平成 年 月 日確認

各種事務事業の取扱い(上水道事業その1)について

各種事務事業の取扱い(上水道事業その1)について別冊のとおり提出する。

平成16年2月4日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議第59号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
上水道事業(その1)

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	上水道部会
関係項目	上水道事業	分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 水道の使用開始、中止	<p>①使用開始・中止等の受付方法:主に電話、ファックス連絡により受付。</p> <p>②再開栓等の作業体制:通常は専任職員(3人)にて実施。休日等は業者委託。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。</p> <p>③開栓手数料:900円</p>	<p>①使用開始・中止等の受付方法:使用開始については、水道課窓口にて受付。中止については、電話、ファックス連絡にて受付。</p> <p>②再開栓等の作業体制:通常は職員(3人)と委託検針員にて実施。休日等は水道課職員全員にて実施。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。</p> <p>③開栓手数料:500円</p>	<p>①使用開始、中止等の受付方法:役場もしくは千里ヶ丘分室に備えてある開始、中止届を提出してもらう。ファックスでの届出可。電話での受付はしていない。</p> <p>②開栓等の作業体制:通常は水道課職員が対応。夜間、休日は水道当番(水道課職員)が対応。</p> <p>③開栓時の手数料は徴収していない。</p>	<p>①文書(申請書)による受付</p> <p>②再開栓等の作業は職員が実施</p> <p>③作業の手数料はなし</p>	<p>①使用開始・中止等の受付方法書類による手続が原則。遠方の場合は書類を郵送し、記入、押印の上返送してもらう。書面でのみ受付ける。</p> <p>②再開栓等の作業体制:専任職員(2人)にて実施。休日等は基本的に受け付けていない。</p> <p>③開栓手数料:900円</p>	<p>①使用開始・中止等の受付方法:基本的には、届けの提出。</p> <p>②再開栓等の作業体制:通常は職員(1人)にて実施。(休日も職員で対応)</p> <p>③開栓時手数料の徴収はしていない。</p>
15 給水装置工事の申込手数料	<p>給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査手数料900円 ・工事検査手数料2,300円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円 	<p>給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円 	<p>給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料1,000円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円 	<p>指定給水装置工事事業者の指定手数料を徴収。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者の指定手数料30,000円 	<p>給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査手数料 900円 ・工事検査手数料 2,300円 ・指定給水装置工事事業者証手数料 14,000円 	<p>指定給水装置工事事業者の指定手数料を徴収。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者の指定手数料15,000円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		12.津市の例により調整する。(合併と同時に) 15.津市の例により調整する。(合併と同時に)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
①使用開始・中止等の受付方法:再開は主に、来庁 中止は主に、電話等連絡により受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は兼務職員(1人)が実施。休日等は担当課職員で対応。開閉栓状況の結果処理は、津市水道局へ書類提出後、水道局で電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:900円	①使用開始、中止、名義変更等は、原則として書類提出による。(争議等の発生を防ぐため。)便宜的に、郵送、ファックスの対応は可能とする。 ②対応は、開庁時間内のみであり、夜間、休日は受け付けしない。(時々、遠方から来たからといって、強要される場合があり、当番の待機職員が対応することがある。) ③閉栓、開栓は無料。	①使用開始・中止等の受付方法:主に電話、ファックス連絡により受付。 ②再開栓等の作業体制:通常は専任職員(2人)にて実施。開閉栓状況の結果処理は、電算端末機によりデータ処理。 ③開栓手数料:1,050円	使用開始、中止等は書類提出による 手数料はなし 組合管理の簡易水道は組合長に開始、中止等を一任	開栓手数料は900円とする。
給水装置工事に係る設計審査手数料の徴収を行い、津市水道局に支払をしている。 ・設計審査手数料1,080円	・設計審査手数料500円 ・工事検査手数料2,000円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円	給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び指定給水装置工事事業者の指定手数料。 ・設計審査手数料1,000円 ・工事検査手数料2,200円 ・指定給水装置工事事業者の指定手数料14,000円	設計審査手数料 500円 工事検査手数料 500円 指定業者登録手数料 14,000円	設計審査手数料は900円、工事検査手数料は2,300円、指定手数料は14,000円とする。 ●別添参考資料参照(7/10ページ)

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	上水道部会
関係項目	上水道事業	分科会	水道営業分科会

区分	構成市町村の現況																																																																																																													
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町																																																																																																								
16 給水装置工事の新規給水加入金	<p>給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 500mmまで各口径別に徴収している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td>56,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>136,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>212,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>306,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>545,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>850,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,914,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,401,000円</td></tr> <tr><td>125mm</td><td>5,315,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>7,652,000円</td></tr> <tr><td>200mm</td><td>13,606,000円</td></tr> <tr><td>250mm</td><td>21,259,000円</td></tr> <tr><td>300mm</td><td>30,613,000円</td></tr> <tr><td>350mm</td><td>41,668,000円</td></tr> <tr><td>400mm</td><td>54,422,000円</td></tr> <tr><td>450mm</td><td>68,879,000円</td></tr> <tr><td>500mm</td><td>85,036,000円</td></tr> </table>	13mm	56,000円	20mm	136,000円	25mm	212,000円	30mm	306,000円	40mm	545,000円	50mm	850,000円	75mm	1,914,000円	100mm	3,401,000円	125mm	5,315,000円	150mm	7,652,000円	200mm	13,606,000円	250mm	21,259,000円	300mm	30,613,000円	350mm	41,668,000円	400mm	54,422,000円	450mm	68,879,000円	500mm	85,036,000円	<p>給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 100mmまで各口径別に徴収している。(税込み)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td>23,100円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>54,600円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>168,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>244,650円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>433,650円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>677,250円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,525,650円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,707,950円</td></tr> </table> <p>・久居市水道施設利用加入金 徴収条例第4条指定配水管(特別加入金)25,200円～378,000円 特別加入金の口径割増 20mmの金額に次の係数を乗じる 25mm = 1.5 30mm = 2.2 40mm = 4.0 50mm = 6.2 75mm = 14.0</p> <p>・増径による加入金の差額 ・榊原簡易水道施設改良負担金381,150円</p> <p>新規給水分担金として風早団地のみ新規給水の場合、1戸につき7,560円(税込み)徴収している。</p>	13mm	23,100円	20mm	54,600円	25mm	168,000円	30mm	244,650円	40mm	433,650円	50mm	677,250円	75mm	1,525,650円	100mm	2,707,950円	<p>給水装置の新設及び増径工事についてφ13mmからφ50mmまで各口径別に徴収している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>φ13mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>1,600,000円</td></tr> </table>	φ13mm	200,000円	φ20mm	260,000円	φ25mm	330,000円	φ30mm	500,000円	φ40mm	1,000,000円	φ50mm	1,600,000円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>φ13mm</td><td>115,500円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>138,600円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>412,000円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td>659,200円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>1,318,400円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>2,389,600円</td></tr> <tr><td>φ75mm</td><td>4,614,400円</td></tr> </table>	φ13mm	115,500円	φ20mm	138,600円	φ25mm	412,000円	φ30mm	659,200円	φ40mm	1,318,400円	φ50mm	2,389,600円	φ75mm	4,614,400円	<p>給水装置の新設工事について 13mmから 100mmまで各口径別に徴収している。(消費税抜金額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>350,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,500,000円</td></tr> </table> <p>増径工事については、加入金の差額に消費税が必要。</p> <p>・未普及地域の給水新設事業のみ分担金として、563千円/戸(給水加入金を含む)を徴収する。</p>	13mm	150,000円	20mm	250,000円	25mm	350,000円	30mm	500,000円	40mm	1,000,000円	50mm	1,500,000円	75mm	2,000,000円	100mm	2,500,000円	<p>給水装置の新設工事についてφ13mmからφ50mmまで各口径別に徴収している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>φ13mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>350,000円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>1,800,000円</td></tr> </table> <p>φ75mm以上については、別途協議する。 増径については、給水装置加入料金表による金額の差額を徴収する。</p>	φ13mm	150,000円	φ20mm	250,000円	φ25mm	350,000円	φ30mm	500,000円	φ40mm	1,000,000円	φ50mm	1,800,000円
13mm	56,000円																																																																																																													
20mm	136,000円																																																																																																													
25mm	212,000円																																																																																																													
30mm	306,000円																																																																																																													
40mm	545,000円																																																																																																													
50mm	850,000円																																																																																																													
75mm	1,914,000円																																																																																																													
100mm	3,401,000円																																																																																																													
125mm	5,315,000円																																																																																																													
150mm	7,652,000円																																																																																																													
200mm	13,606,000円																																																																																																													
250mm	21,259,000円																																																																																																													
300mm	30,613,000円																																																																																																													
350mm	41,668,000円																																																																																																													
400mm	54,422,000円																																																																																																													
450mm	68,879,000円																																																																																																													
500mm	85,036,000円																																																																																																													
13mm	23,100円																																																																																																													
20mm	54,600円																																																																																																													
25mm	168,000円																																																																																																													
30mm	244,650円																																																																																																													
40mm	433,650円																																																																																																													
50mm	677,250円																																																																																																													
75mm	1,525,650円																																																																																																													
100mm	2,707,950円																																																																																																													
φ13mm	200,000円																																																																																																													
φ20mm	260,000円																																																																																																													
φ25mm	330,000円																																																																																																													
φ30mm	500,000円																																																																																																													
φ40mm	1,000,000円																																																																																																													
φ50mm	1,600,000円																																																																																																													
φ13mm	115,500円																																																																																																													
φ20mm	138,600円																																																																																																													
φ25mm	412,000円																																																																																																													
φ30mm	659,200円																																																																																																													
φ40mm	1,318,400円																																																																																																													
φ50mm	2,389,600円																																																																																																													
φ75mm	4,614,400円																																																																																																													
13mm	150,000円																																																																																																													
20mm	250,000円																																																																																																													
25mm	350,000円																																																																																																													
30mm	500,000円																																																																																																													
40mm	1,000,000円																																																																																																													
50mm	1,500,000円																																																																																																													
75mm	2,000,000円																																																																																																													
100mm	2,500,000円																																																																																																													
φ13mm	150,000円																																																																																																													
φ20mm	250,000円																																																																																																													
φ25mm	350,000円																																																																																																													
φ30mm	500,000円																																																																																																													
φ40mm	1,000,000円																																																																																																													
φ50mm	1,800,000円																																																																																																													

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16.津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容																																																										
香良洲町	一志町	白山町	美杉村																																																											
<p>給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 150mmまで各口径別に徴収を行い、津市水道局に支払をしている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td style="text-align: right;">83,160円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td style="text-align: right;">196,560円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td style="text-align: right;">330,120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td style="text-align: right;">473,760円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td style="text-align: right;">812,700円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td style="text-align: right;">1,260,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td style="text-align: right;">2,852,640円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td style="text-align: right;">5,041,260円</td></tr> <tr><td>125mm</td><td style="text-align: right;">7,893,900円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td style="text-align: right;">11,405,520円</td></tr> </table>	13mm	83,160円	20mm	196,560円	25mm	330,120円	30mm	473,760円	40mm	812,700円	50mm	1,260,000円	75mm	2,852,640円	100mm	5,041,260円	125mm	7,893,900円	150mm	11,405,520円	<p>・給水装置の新設及び増径に当たり、1メーターにつき次の金額を徴収する。 新設(いずれも消費税込みの金額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm...</td><td style="text-align: right;">52,500円</td></tr> <tr><td>20mm...</td><td style="text-align: right;">94,500円</td></tr> <tr><td>25mm...</td><td style="text-align: right;">157,500円</td></tr> <tr><td>30mm...</td><td style="text-align: right;">252,000円</td></tr> <tr><td>40mm...</td><td style="text-align: right;">420,000円</td></tr> <tr><td>50mm...</td><td style="text-align: right;">735,000円</td></tr> <tr><td>75mm...</td><td style="text-align: right;">1,260,000円</td></tr> </table> <p>増径 従前と増径後の口径間の差額を徴収する。 上記以外の口径については、設定なし。</p>	13mm...	52,500円	20mm...	94,500円	25mm...	157,500円	30mm...	252,000円	40mm...	420,000円	50mm...	735,000円	75mm...	1,260,000円	<p>給水装置の新設及び増径工事について 13mmから 75mmまで各口径別に徴収している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13mm</td><td style="text-align: right;">50,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td style="text-align: right;">100,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td style="text-align: right;">150,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td style="text-align: right;">250,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td style="text-align: right;">400,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td style="text-align: right;">800,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td style="text-align: right;">1,200,000円</td></tr> </table>	13mm	50,000円	20mm	100,000円	25mm	150,000円	30mm	250,000円	40mm	400,000円	50mm	800,000円	75mm	1,200,000円	<p>給水装置の新設及び増径工事についてφ13～φ50まで各口径別に徴収している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>φ20mm</td><td style="text-align: right;">150,000円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td style="text-align: right;">200,000円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td style="text-align: right;">250,000円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td style="text-align: right;">400,000円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td style="text-align: right;">800,000円 (税別)</td></tr> </table>	φ20mm	150,000円	φ25mm	200,000円	φ30mm	250,000円	φ40mm	400,000円	φ50mm	800,000円 (税別)	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別に新規給水加入金として徴収する。 ・予算計上については、3条(収益的収入及び支出)による計上とする。 ・久居市の特別加入金及び風早団地新規給水分担金については、廃止の方向で調整する。 <p>●別添参考資料参照(8/10、9/10ページ)</p>
13mm	83,160円																																																													
20mm	196,560円																																																													
25mm	330,120円																																																													
30mm	473,760円																																																													
40mm	812,700円																																																													
50mm	1,260,000円																																																													
75mm	2,852,640円																																																													
100mm	5,041,260円																																																													
125mm	7,893,900円																																																													
150mm	11,405,520円																																																													
13mm...	52,500円																																																													
20mm...	94,500円																																																													
25mm...	157,500円																																																													
30mm...	252,000円																																																													
40mm...	420,000円																																																													
50mm...	735,000円																																																													
75mm...	1,260,000円																																																													
13mm	50,000円																																																													
20mm	100,000円																																																													
25mm	150,000円																																																													
30mm	250,000円																																																													
40mm	400,000円																																																													
50mm	800,000円																																																													
75mm	1,200,000円																																																													
φ20mm	150,000円																																																													
φ25mm	200,000円																																																													
φ30mm	250,000円																																																													
φ40mm	400,000円																																																													
φ50mm	800,000円 (税別)																																																													

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	上水道部会
関係項目	上水道事業	分科会	水道工務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 開発行為に伴う指導要綱、基準(水道関係)	<p>・開発指導要綱に基づき開発技術基準を設置し、開発行為を処理している。現在、津市水道では、開発技術基準に基づき、開発負担金の徴収をしており、開発面積1,000㎡以上のものについて適用している。その内容は、設計審査手数料、施設拡充費、洗管料等としている。また、津市では、開発行為は、原則的に受託していない。</p>	<p>・開発指導要綱に該当する案件は、開発事前協議会において指示し、給水条例による事前協議を別途行っている。現在、久居市では、久居市水道事業給水条例で、(水道水源施設等工事負担金)の徴収をしている。開発面積1,000㎡以上のもの等について適用している。布設口径φ30、布設延長50mの配管は、規程により原則として受託している。また、公共事業にかかる工事も原則として受託している。</p>	<p>・河芸町では、民間の開発事業に対して上水道供給と維持管理に係る費用負担として協定書を締結している。工事の受託はしていない。</p>	<p>・条例により指導。50㎡以上の本管布設、10戸以上の住宅団地に対し、水道施設開発費。制度にはあるが、受託していない。</p>	-	<p>・安濃町宅地造成事業等に関する措置要綱により処理している。規則により、適用範囲、負担金の額、水量認定等を定めている開発行為の工事受託は、していない。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9.新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	<p>・全般的事項の開発指導要綱が存在するが、開発技術基準は県に準じるものとし、単独の基準は設置していない。一志町開発指導要綱による開発寄付金が設定されているが、水道事業においては、開発行為に対し、水源確保のための負担金を求めている。</p>	<p>・白山町開発地域水道整備要綱により処理している。現在、白山町水道事業では、建設負担金の徴収をしている。その内容は、給水申込金、水道施設建設費である。</p>	<p>・美杉村開発事業の基準に関する条例で処理している。</p>	<p>上水道の設計審査・検査手数料、濁水防止用及び工事洗管料については、津市の例により調整する。 施設拡充費については、廃止する。 簡易水道の榊原簡易水道水源施設等工事負担金等についても、上水道と同様とする。</p> <p>●別添参考資料参照(10/10ページ)</p>

水道営業分科会 項目番号15番「給水装置工事の申込手数料」

平成13年度実績件数による津市の例により調整した場合の収入見込額

単位:件

市町村名 区分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	合計	単価	金額
設計審査手数料	1,537	738	192		11		24	0	40	0	2,542	900円	2,287,800円
工事検査手数料	1,530	738	192		11			118	39	0	2,628	2,300円	6,044,400円
指定給水装置事業者 の指定手数料	23	19	8	0	7	9		14	8	0	88	14,000円	1,232,000円
計	3,090	1,495	392	0	29	9	24	132	87	0	5,258		9,564,200円

水道営業分科会 項目番号16番 「給水装置工事の新規給水加入金」

新規給水加入金

[上水道分]

現行口径別単価

単位：円 税抜き金額

		構成市町村の現況単価								
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	安濃町	香良洲町	白山町	一志町	
上 水	口径別内容	13mm	56,000	22,000	200,000	110,000	150,000	79,200	50,000	50,000
		20mm	136,000	52,000	260,000	132,000	250,000	187,200	100,000	90,000
		25mm	212,000	160,000	330,000	392,000	350,000	314,400	150,000	150,000
		30mm	306,000	233,000	500,000	628,000	500,000	451,200	250,000	240,000
		40mm	545,000	413,000	1,000,000	1,256,000	1,000,000	774,000	400,000	400,000
		50mm	850,000	645,000	1,600,000	2,276,000	1,800,000	1,200,000	800,000	700,000

平成13年度実績(件数)

構成市町村の現況件数

		津市	久居市	河芸町	芸濃町	安濃町	香良洲町	白山町	一志町	計	
		上 水	口径別内容	13mm	370	111	19	16	14	9	14
20mm	496			122	134	5	18	11	20	58	864
25mm	18			4	1	0	1	0	0	2	26
30mm	3			1	0	0	0	0	0	0	4
40mm	9			0	3	0	1	0	1	0	14
50mm	1			1	0	0	0	0	1	0	3
										0	
	合計	897	239	157	21	34	20	36	106	1,510	

新規分のみ

単位：円

平成13年度実績額		構成市町村の現況金額								計	
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	安濃町	香良洲町	白山町	一志町		
上 水	口径別内容	13mm	19,672,000	2,442,000	3,800,000	1,760,000	2,100,000	660,960	700,000	2,300,000	33,434,960
		20mm	66,942,000	6,344,000	34,840,000	660,000	4,500,000	1,859,040	2,000,000	5,220,000	122,365,040
		25mm	3,711,000	640,000	330,000	0	350,000	0	0	300,000	5,331,000
		30mm	918,000	233,000	0	0	0	0	0	0	1,151,000
		40mm	4,814,000	0	3,000,000	0	1,000,000	0	400,000	0	9,214,000
		50mm	850,000	645,000	0	0	0	0	800,000	0	2,295,000
	合計	96,907,000	10,304,000	41,970,000	2,420,000	7,950,000	2,520,000	3,900,000	7,820,000	173,791,000	

津市の例により調整した場合の比較

単位：円 税抜き金額

		口径	津市	久居市	河芸町	芸濃町	安濃町	香良洲町	白山町	一志町
上 水	口径別内容	13mm	0	34,000	144,000	54,000	94,000	23,200	6,000	6,000
		20mm	0	84,000	124,000	4,000	114,000	51,200	36,000	46,000
		25mm	0	52,000	118,000	180,000	138,000	102,400	62,000	62,000
		30mm	0	73,000	194,000	322,000	194,000	145,200	56,000	66,000
		40mm	0	132,000	455,000	711,000	455,000	229,000	145,000	145,000
		50mm	0	205,000	750,000	1,426,000	950,000	350,000	50,000	150,000

津市の例により調整した場合の収入見込み額(平成13年度実績件数から)

		口径	件数(件)	単価(円)	金額(円)
上 水	口径別内容	13mm	599	56,000	33,544,000
		20mm	864	136,000	117,504,000
		25mm	26	212,000	5,512,000
		30mm	4	306,000	1,224,000
		40mm	14	545,000	7,630,000
		50mm	3	850,000	2,550,000
	合計	1,510			167,964,000

(参考)

久居市における特別加入金の実績

年度	件数	金額(円)
平成12年度	165	55,354,000
平成13年度	48	15,596,000
平成14年度	26	4,054,800

水道営業分科会 項目番号16番「給水装置工事の新規給水加入金」

新規給水加入金

[簡易水道分]

現行口径別単価

単位：円

税抜き金額

		構成市町村の現況単価					
		久居	美里村	白山町(青山)	白山町(元取・福田山)	美杉村	
簡水	口径別内容	13mm	22,000	150,000	80,000	50,000	
		20mm	52,000	250,000	140,000	100,000	150,000
		25mm	160,000	350,000	200,000	150,000	200,000
		30mm	233,000	500,000	300,000	250,000	250,000
		40mm	413,000	1,000,000	500,000	400,000	400,000
		50mm	645,000	1,500,000	1,000,000	800,000	800,000

平成13年度実績(件数)		構成市町村の現況件数					計	
		久居	美里村	白山町(青山)	白山町(元取・福田山)	美杉村		
簡水	口径別内容	13mm	1	7	1	1	0	10
		20mm	0	2	0	0	115	117
		25mm	0	0	0	0	2	2
		30mm	0	0	0	0	0	0
		40mm	0	0	0	0	0	0
		50mm	0	0	0	0	0	0
							0	
	合計	1	9	1	1	117	129	

新規分のみ

単位：円

平成13年度実績額		構成市町村の現況金額					計	
		久居	美里村	白山町(青山)	白山町(元取・福田山)	美杉村		
簡水	口径別内容	13mm	22,000	1,050,000	80,000	50,000	0	1,202,000
		20mm	0	500,000	0	0	17,250,000	17,750,000
		25mm	0	0	0	0	400,000	400,000
		30mm	0	0	0	0	0	0
		40mm	0	0	0	0	0	0
		50mm	0	0	0	0	0	0
							0	
	合計	22,000	1,550,000	80,000	50,000	17,650,000	19,352,000	

津市の例により調整した場合の比較

単位：円

		津市	久居	美里村	白山町(青山)	白山町(元取・福田山)	美杉村	
簡水	口径別内容	口径						
		13mm	0	34,000	94,000	24,000	6,000	56,000
		20mm	0	84,000	114,000	4,000	36,000	14,000
		25mm	0	52,000	138,000	120,000	62,000	12,000
		30mm	0	73,000	194,000	6,000	56,000	56,000
		40mm	0	132,000	455,000	45,000	145,000	145,000
50mm	0	205,000	650,000	150,000	50,000	50,000		

津市の例により調整した場合の収入見込み額(平成13年度実績件数から)

		口径	件数(件)	単価(円)	金額(円)
簡水	口径別内容	13mm	10	56,000	560,000
		20mm	117	136,000	15,912,000
		25mm	2	212,000	424,000
		30mm	0	306,000	0
		40mm	0	545,000	0
		50mm	0	850,000	0
				0	
	合計		129		16,896,000

水道工務分科会 項目番号9番「開発行為に伴う指導要綱、基準(水道関係)」

市町村別開発行為に伴う負担金徴収内訳(現行単価)

項目 市町村名	設計審査手数料	検査手数料	濁水防止用洗管料	工事用洗管料	施設拡充費
津市	無し	2,300円/区画	(35m ³ ×370円/m ³)/区画	吐出管(Q)×370円/m ³ ×延長	最大給水量1.56m ³ ×10,000円/区画
久居市	1,000円/区画	2,200円/区画	無し	無し	宅地2.0m ³ ×100,000円/区画 公園1.0m ³ ×100,000円/区画
安濃町	無し	無し	無し	無し	200,000円/区画
一志町	無し	2,000円/区画	無し	無し	160,000円/区画
白山町	無し	無し	無し	無し	最大給水量1.56m ³ ×50,000円/区画
河芸町	1,000円/区画	1,000円/区画	無し	無し	地区外負担金(三交不動産) H12年度～H21年度まで 45,000,000円/年
芸濃町	無し	無し	無し	無し	口径50m/m、10戸以上 計画一日使用水量×100,000円
美里村	無し	無し	無し	無し	無し
香良洲	無し	無し	無し	無し	無し
美杉村	無し	無し	無し	無し	無し

市町村別開発行為に伴う負担金徴収内訳(合併後単価)

項目 市町村名	設計審査・検査手数料	濁水防止用洗管料	工事用洗管料	施設拡充費
新市	2,300円/区画	(35m ³ ×370円/m ³)/区画	吐出管(Q)×370円/m ³ ×延長	廃止

※施設拡充費については、廃止となるものの、河芸町の地区外負担金45,000千円については、平成21年度まで継続する。

13年度・市町村別開発行為に伴う負担金徴収内訳

(単位:円)

項目 市町村名	設計審査 手数料	検査 手数料	濁水防止用 洗管料	工事用 洗管料	施設拡充費	計	13年度末 残額
津市						0	256,441,978
3条予算	0	671,600	4,568,755	4,013,100		9,253,455	地区外負担金
4条予算					6,388,305	6,388,305	(仮受金)
久居市						0	630,886,532
3条予算	37,000	81,000	0	0		118,000	(県水の空屋料金
(前受金)					9,300,000	9,300,000	に充当)
安濃町						0	
3条予算						0	
4条予算	0	0	0	0	0	0	
一志町						0	
3条予算	0	236,000	0	0		236,000	
4条予算					44,792,000	44,792,000	
白山町						該当なし	
3条予算							
4条予算							
河芸町						0	111,422,189
3条予算	91,000	91,000	0	0		182,000	(河芸町水道事業
4条予算					45,000,000	45,000,000	基金)4条へ取崩
芸濃町						0	
3条予算						0	
(資本剰余金)	0	0	0	0	1,408,000	1,408,000	
美里村						該当なし	
3条予算							
4条予算							
香良洲						該当なし	
3条予算							
4条予算							
美杉村						該当なし	
3条予算							
4条予算							
合計	128,000	1,079,600	4,568,755	4,013,100	106,888,305	116,677,760	998,750,699